

愛知県新型インフルエンザ等対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年愛知県条例第10号）第4条の規定に基づき、愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(本部員)

第2条 本部員は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）

第23条第2項第1号から第3号に掲げる者及び同条同項第5号の規定により知事が本部員として任命する職員として別表に掲げる者とする。

2 特措法第23条第3項の規定により知事が指名する副本部長は、保健医療局の事務を担当する副知事とする。

(本部員会議)

第3条 本部長は、必要に応じ、本部の会議として本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部員会議は、新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項について協議し、その総合的な推進を図る。

(幹事会)

第4条 本部の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に保健医療局技監を、副幹事長に保健医療局感染症対策監をもって充てる。

4 幹事長は、必要に応じ、幹事会を招集する。

5 幹事会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図るために必要な情報の収集、整理及び伝達に関すること。

(2) その他幹事会において必要とする事項

(その他の組織)

第5条 本部長は、前条に定めるもののほか、本部に必要な組織を設置し、職員を指定して処理させることができる。

(庶務)

第6条 対策本部に係る庶務は、保健医療局感染症対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の組織その他本部の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月13日から施行し、平成17年12月19日施行

の愛知県新型インフルエンザ対策本部設置要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

対策本部	幹事会
（本部長）知事	（幹事長）保健医療局技監
（副本部長）副知事	（副幹事長）感染症対策監
政策企画局長	秘書課長
総務局長	総務課長
人事局長	人事課長
防災安全局長	防災危機管理課長 消防保安課長
県民文化局長	県民総務課長 学事振興課私学振興室長
環境局長	環境政策課長
福祉局長	福祉総務課長 地域福祉課長 障害福祉課長 高齢福祉課長 児童家庭課長 子育て支援課長
保健医療局長	医療計画課長 健康対策課長 医務課長 国民健康保険課長 感染症対策課長 生活衛生課長 医薬安全課長
経済産業局長	産業政策課長
労働局長	労働福祉課長
観光コンベンション局長	観光振興課長
農業水産局長	畜産課長
農林基盤局長	農林総務課長
建設局長	建設企画課長
都市・交通局長	都市総務課長
建築局長	住宅計画課長
会計局長	管理課長
スポーツ局長	スポーツ振興課長
アジア・アジアパラ競技大会推進局長	企画調整課長
企業庁長	管理部総務課長
病院事業庁長	管理課長

対策本部	幹事会
議会事務局長	総務課長
教育委員会教育長	管理部総務課長 教育部保健体育課長
愛知県警察本部長	警備部警備第二課長